



送付枚数：2枚

## 職員の懲戒処分について

令和7年8月28日

多賀城市では、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので公表いたします。

詳細及び深谷晃祐市長談話については別紙のとおりです。

《問い合わせ》

総務部総務課人事係

☎022-368-2195（直通電話）

総務部地域コミュニティ課広報広聴係

☎022-368-2092

## 1 交通法規違反

- (1) 懲戒処分の原因となった事件、事故等の発生日  
令和6年8月から令和7年3月まで
- (2) 懲戒処分を受けた職員の所属、職名及び年齢  
保健福祉部 主査級 36歳 男性
- (3) 懲戒処分の原因となった事件、事故等の概要  
自動車運転免許の更新手続きを怠り、免許を失効した状態で公用車を4回運転したもの。
- (4) 懲戒処分の内容及び処分年月日  
戒告 令和7年8月28日
- (5) 備考  
当該処分に関連し、管理監督者責任で、当時の上司の課長補佐級職員、課長級職員を注意処分とした。

## 2 不適切な事務処理

- (1) 懲戒処分の原因となった事件、事故等の発生日  
令和6年5月から令和6年10月まで
- (2) 懲戒処分を受けた職員の所属、職名及び年齢  
教育委員会 主査級 33歳 男性  
教育委員会 課長級 54歳 男性
- (3) 懲戒処分の原因となった事件、事故等の概要  
事前確認を徹底しないまま掘削作業を進めたことにより、水道管を破損し、近隣住宅地98戸を断水させたほか、事案発生後の調査において、教育委員会事務局内での情報共有など、組織体制における不備が判明したもの。
- (4) 懲戒処分の内容及び処分年月日  
戒告 令和7年8月28日
- (5) 備考  
当該処分に関連し、管理監督者責任で、その他上司である課長級職員を嚴重注意とし、次長級職員、部長級職員を注意処分とした。

## 3 深谷晃祐市長コメント

本市職員が非違行為を行ったことに対しましては、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、市民の皆様の信頼を損ねましたことについて、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

市民の皆様からの信頼回復に向けて、職員への指導監督の徹底に、全力を挙げて取り組んでまいります。